

中山間地域等直接支払交付金

－第 5 期対策（R2-R6年度）について－

（市町村担当者向けパンフレット p.26 まで抜粋）

市町村長、市町村担当者の皆様へ

R4.4時点版

根っこを強くして

中山間地域に花を咲かせましょう！

中山間地域等直接支払交付金
ー第5期対策（R2～6年度）についてー

農林水産省

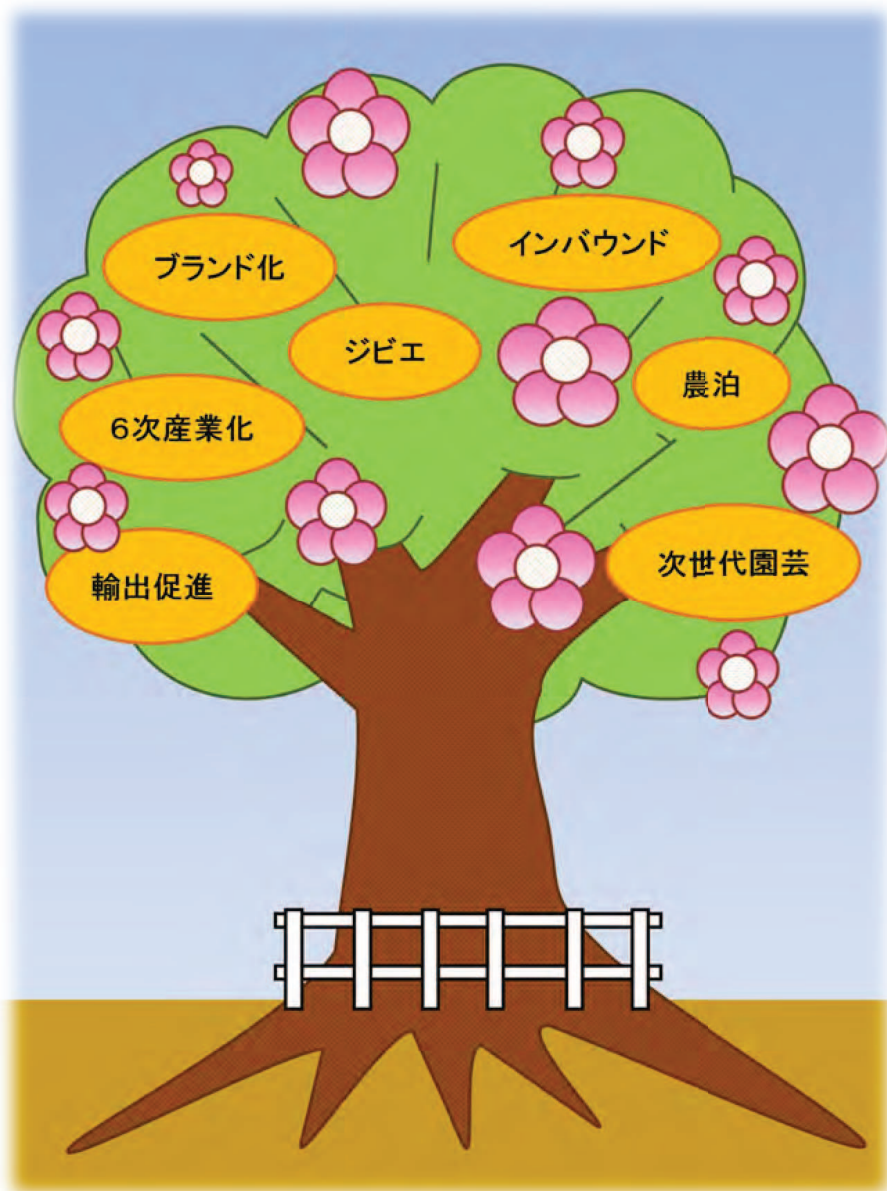
令和4年4月



目次

• 中山間地域活性化のイメージ	1
• 中山間地域等直接支払交付金について	2
• 第4期対策の最終評価について	3
• 第5期対策（R2～R6）の内容について	4
• （1）「集落戦略の作成」の体制整備要件化	6
• （2）加算措置の新設・拡充等	10
①棚田地域振興活動加算（新設）	11
②超急傾斜農地保全管理加算（継続）	12
③集落協定広域化加算（拡充）	13
④集落機能強化加算（新設）	15
⑤生産性向上加算（新設）	18
• （3）棚田地域振興法について	21
• （4）交付金返還措置の見直しについて	24
• 事務手続きの簡素化	25
• 中山間地域等直接支払交付金を活用した荒廃農地の解消	26
• 緩傾斜地の基準について	27
• 多面的機能支払交付金との重複について	28
• 中山間地域等における農地整備	31
• 中山間地域等直接支払交付金とSDGs	33
• 中山間地域の活性化事例	34

中山間地域活性化のイメージ



個性を輝かせる取組

農泊、ジビエ、6次産業化、輸出促進、インバウンド、ブランド化、次世代園芸 等

基礎体力を維持・向上する取組

農地整備、農地集積・集約、担い手確保 等

中山間直払、多面的機能支払、鳥獣害対策 等

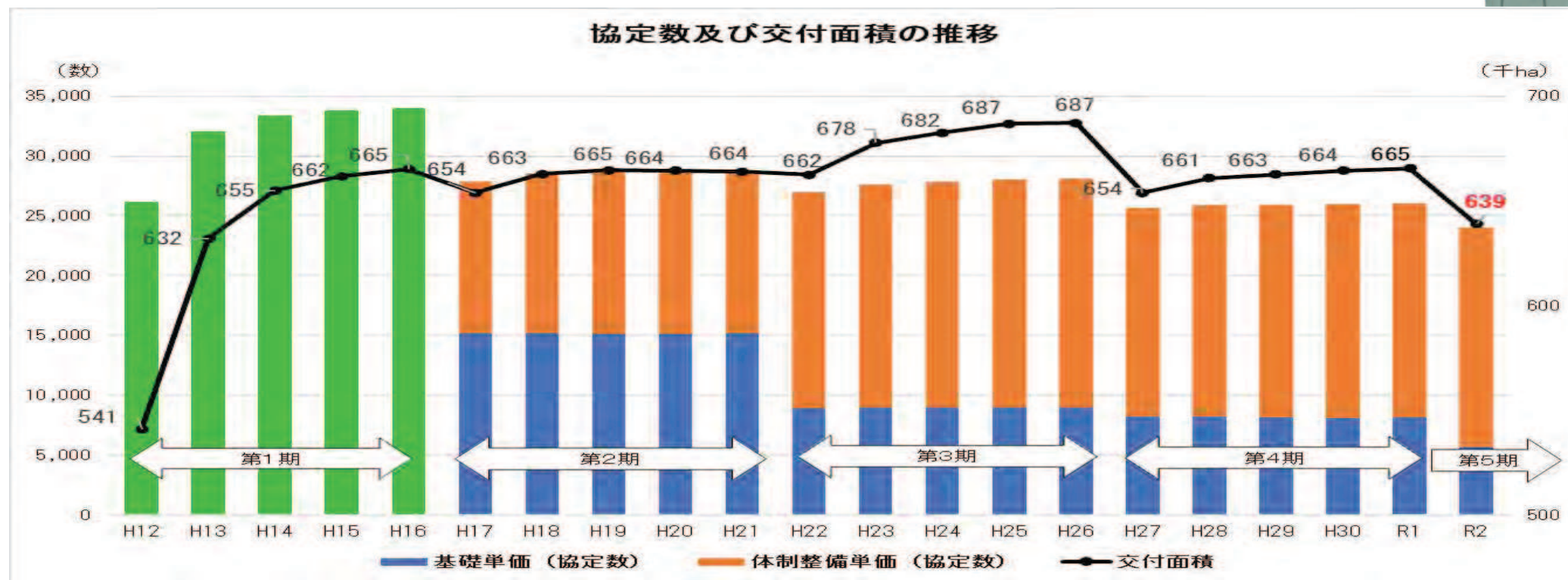
中山間地の個性を輝かせるためには、

中山間地域等直接支払交付金により基礎を固めることが有効です！

中山間地域等直接支払交付金について

中山間地域等直接支払は、これまでに20年の歴史があります。
交付面積は、令和元年度は66.5万haでしたが、第5期対策の初年度である令和2年度は、2.6万haの減少となる63.9万haとなりました。

第5期対策でもしっかり施策を推進していくことが重要です。



第4期対策の最終評価について



第4期対策の最終評価を教えてください。

第4期対策では、本制度により、水路7.3万km、農道6.7万kmの維持管理や約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止※されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮されました。

〔 7.5万haは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均（7.2万ha／都府県）を上回り、愛知県（7.6万ha）、埼玉県（7.5ha）、兵庫県（7.4万 ha）の耕地面積に匹敵します。 〕

一方、より効果的な取組の実施のために、以下について検討が必要とされています。

- ① 集落戦略の策定等を通じた集落の将来像の明確化、後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加
- ② 集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じた、集落機能の強化、持続的・安定的な体制の構築
- ③ 農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業等の推進による、生産性や付加価値を向上する取組の促進
- ④ より取り組みやすい制度になるよう事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し

※ 面積は推計値



第5期対策（R2～R6）の内容について



第5期対策におけるポイントを教えてください。

第5期対策では、第4期対策の最終評価を踏まえ、以下の見直しを行いました。

- (1) 集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、**体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化**
- (2) 農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、**「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充**
- (3) 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、**対象地域に「指定棚田地域」を追加**し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、**「棚田地域振興活動加算」を新設**
- (4) 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、**農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などの場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し**



日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算額 26,100(26,100)百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800(25,900)百万円

① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田:急傾斜
(傾斜:1/20)
0.5m
10m
21,000円/10a

畑:急傾斜
(傾斜:15度)
2.7m
10m
11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、
「超急傾斜地棚田加算」を新設。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300(200)百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課(03-3501-8359)

(1) 「集落戦略の作成」の体制整備単価要件化



第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、
「A、B、C要件から一つ選択」から「**集落戦略の作成**」に一本化しました。
「集落戦略の作成」は、小規模な集落協定にも取り組みやすいことから、
なるべく多くの集落で取り組んで欲しいと考えています。

基礎単価（単価の8割を交付）

① 農業生産活動等を継続するための活動

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

集落戦略を作成すると…

体制整備単価（単価の10割を交付）

② 体制整備のための前向きな活動

- ・ ①の活動に加え、集落戦略を作成
- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

集落戦略とは…

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

一 集落戦略の内容一

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

（参考）第4期対策の体制整備単価要件（以下のA要件・B要件・C要件の中から1つを選択。）

A要件：農業生産性の向上

「①機械・農作業の共同化、②高付加価値型農業、③生産条件の改良、④担い手への農地集積、⑤担い手への農作業の委託」の中から2つ以上選択して実施。
(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たにに加え、「新規就農者による営農」「農産物の加工・販売」「消費・出資の呼び込み」の項目から1つ以上選択して実施。

集团的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

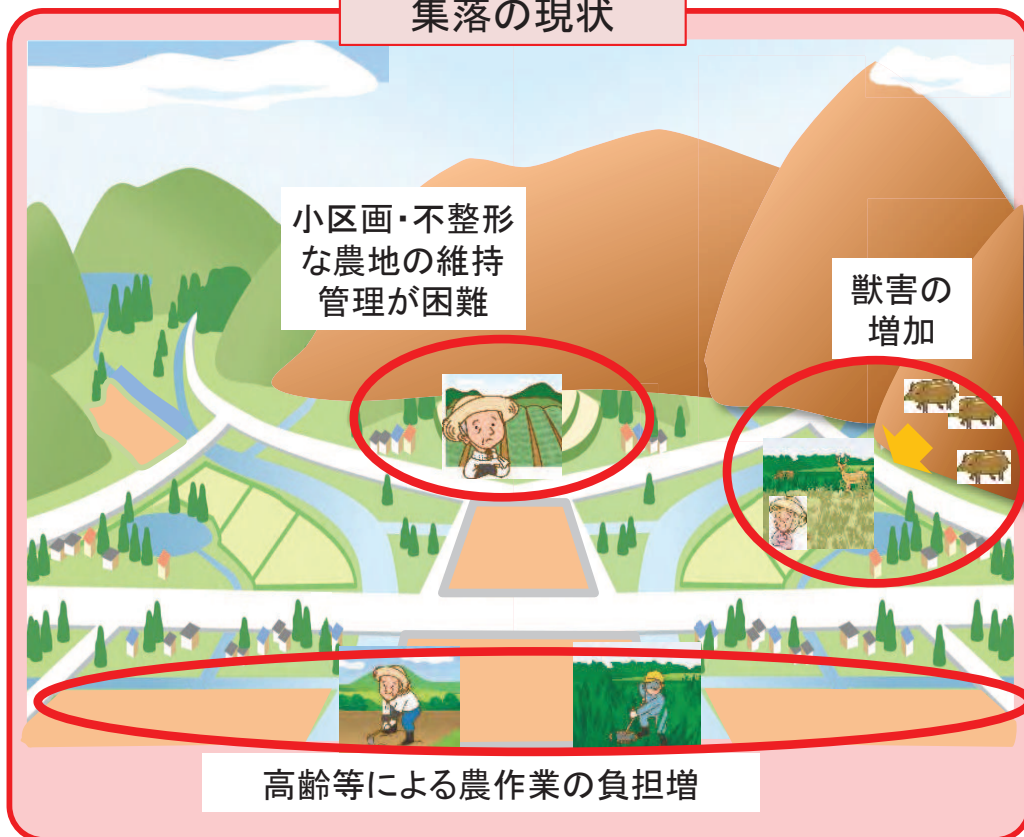
(参考) 「集落戦略」の重要性



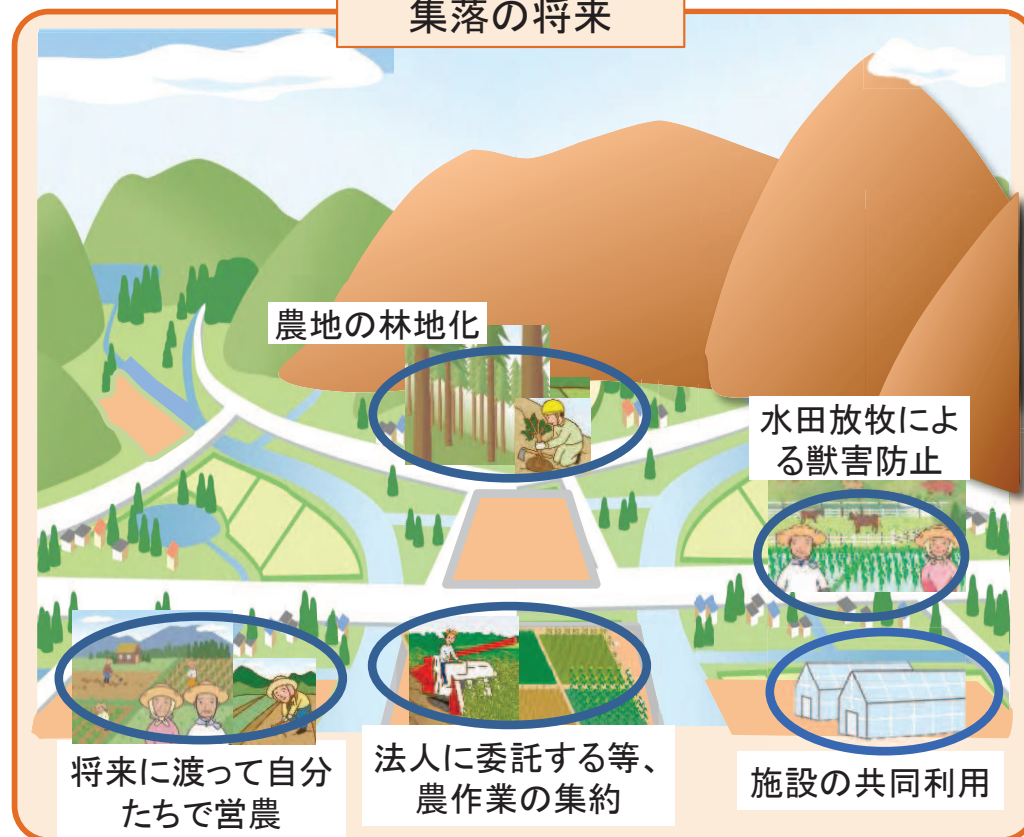
集落戦略は、集落の将来像を明らかにするための重要な指針です。協定参加者の皆さんで十分な話し合いを行い、なるべく多くの集落で「集落戦略」に取り組んでほしいと考えています。

また、集落戦略の作成後も地域の中で話し合いを重ね、随時見直しを行ってください。

集落の現状



集落の将来



集落戦略を作成するための話し合い



○6～10年後を見据えた地域の将来

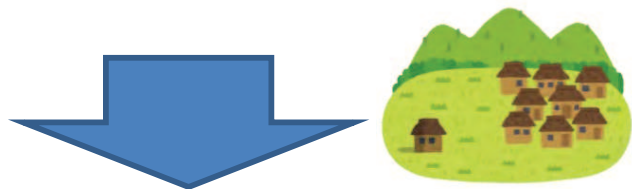
○地域の農地を誰が、どのように 利用・管理していくか 等

(参考) 集落協働力の強化のために

集落全体での集落協定・集落戦略を作成しませんか？

＜これまで＞

- 期の途中に農業をやめる可能性のあるところを協定に入れない
- 荒廃農地は解消できないリスクがあるため、協定に入れない
- 交付対象外の農地はなるべく含めない



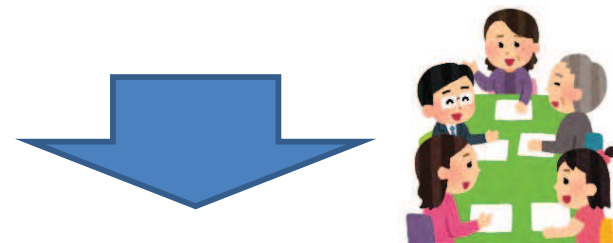
集落内の分断が生じている集落も存在

遡及返還は当該農用地のみ
5期対策から

＜5期対策では＞

提案

- 中山間直払の交付要件に満たない平地地域等の農用地や集落内の荒廃農地を含めて集落協定を締結
- 集落戦略も同じ範囲で作成



集落一帯となって共同活動を実施することでコミュニティ力を強化



交付対象外の平地地域等も入れて集落協定を締結することで、**担い手の確保**ができ、**集落戦略の作成をスムーズに進めることができる**というメリットもあると考えます。

(参考) 人・農地プラン以外の地域の「取決め等」の活用

人・農地プラン以外の地域における「取決め等」の話し合いの過程で、**人・農地プランの実質化と同様の取組が行われた場合**には、その特定の区域を、**実質化された人・農地プランの区域**として取り扱うことができます。

判断の手順

取決め等の作成者

取決め等を関係市町村の人・農地プラン担当へ通知

関係市町村

＜確認すること＞

- ① 取決め等で定めた特定の区域について、
- ② プランの作成手順と同じ方法で、
- ③ アンケート調査、地図による現況把握を行い、
- ④ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めているかどうか

※「取決め等」には、例えば、集落営農組織に集落内の相当部分の農地利用を任せる旨定めた集落独自の「取決め」も含まれます。

OKなら実質的なプランの区域として取り扱う

集落戦略の取組の具体

中山間地域等直接支払に取り組む集落において、以下の過程を経て作成した集落戦略は、実質化された人・農地プランとして取り扱える同種取決めとみなされます。

【集落戦略の作成手順】

- 1 協定農用地の管理者等の協定参加者で話し合いを重ね、協定期間を超えたその先（6～10年後）の協定農用地及び集落全体の将来像を検討

集落戦略の作成に当たっての話し合いについては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる**地図を活用**して行います

- 2 集落戦略の作成

話し合いにより、①協定農用地の将来像、②協定農用地の将来像、③集落の現状を踏まえた対策の方向性、④具体的な対策に向けた検討、⑤今後の対策の具体的内容及びスケジュール、⑥農業生産活動等の継続のための支援体制、各項目について合意形成を図り、これらを記載した集落戦略を作成

- 3 集落戦略の市町村長への提出

- 4 集落戦略＋話し合いに活用した地図 市町村人・農地プラン担当部局へ提出

集落戦略の作成集落は、実質的なプランの区域として取り扱う

上記によりプランの実質化と同じプロセスでプランの内容を含む集落戦略が作成されるため、市町村は、集落戦略と地図の提出をもって、プランの取りまとめに係る検討会に報告し、「同種取決め」と取り扱うことができます

(2) 加算措置の新設・拡充等



第5期対策ではどのような加算措置があるのでしょうか。



第5期対策では、棚田の保全と地域の振興、広域化、集落機能強化や、生産性の向上等を支援するため、以下のとおり加算措置の見直しを行いました。

- ① 棚田地域振興活動加算（新設）
- ② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）
- ③ 集落協定広域化加算（拡充）
- ④ 集落機能強化加算（新設）
- ⑤ 生産性向上加算（新設）

平成31年度試行加算の
本格実施

①棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策では、棚田地域振興法に基づく「認定棚田地域振興活動計画」に基づいて、棚田地域の振興活動を行う集落協定を支援します。



対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価： 10,000円/10a
（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）
14,000円/10a
（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）

上限額： なし

取組期間： 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

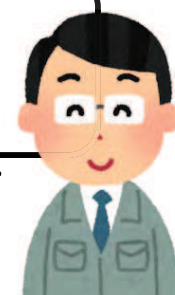
令和4年度から

ア～ウ各々について、定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。

その目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

②超急傾斜農地保全管理加算（継続）

第4期対策から引き続き、第5期対策でも超急傾斜農地の保全等を行う取組を支援します。



対象協定： 集落協定、個別協定

対象農地： 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価： 6,000円/10a（田、畑）

上限額： なし

取組期間： 1～5年

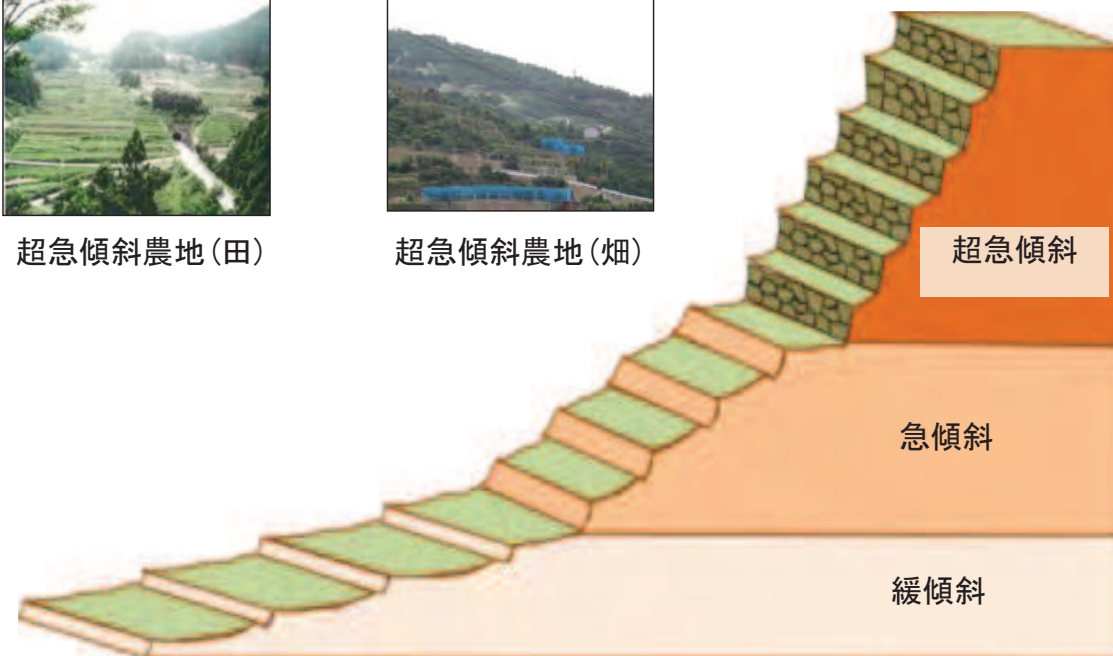
目標設定： ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）



※超急傾斜農地保全管理加算は、「農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価）」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。

③集落協定広域化加算（拡充）

第5期対策では、これまでの「50戸以上」の要件を廃止し、単純広域化も加算の対象（1年間のみ交付）とするなど、「**集落協定広域化加算**」として広域化の取組を一層推進します。



現行

集落連携・機能維持加算（上限200万円／地区）

集落協定の広域化支援

- ・ 中心的な役割を担う者の確保かつ機械・農作業の共同化等の取組から選択
- ・ 広域化後おおむね50戸以上

地目にかかわらず 3,000円/10a

小規模・高齢化集落支援

- ・ 19戸以下かつ高齢化率50%以上

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

第5期対策

集落協定広域化加算（上限200万円／地区）

- ・ 複数集落（2集落以上）が広域の協定を締結する場合に加算（実施・未実施は問いません。）

・ 「50戸以上」は廃止

地目にかかわらず 3,000円/10a

- ・ 交付を受ける期間によって、設定する目標が異なります。
→ 広域化自体を目標にした場合（単純広域化）は、1年間
→ 広域化し、主導的な役割を担う人材を確保した上で定量的な目標を設定・達成した場合は、2～5年間

第5期対策では…



※第4期対策において、「集落連携・機能維持加算」に取り組んでいる協定については、第4期より更に広域化に取り組む場合には加算の対象となります。

③集落協定広域化加算（拡充）

協定の**広域化**や**集落連携**は、各集落の個性ある取組を否定するものではありません！
事務手続きを一元化して、協定参加者の負担を軽減し、取組体制の充実を図ることで、**個性ある取組を後押しするもの**です。



基本的な手順

- ① 協定又は集落において、広域化（協定の統合等）に向けた**話し合い**を行い、**必要事項を決定**します。
✓ 役員、事務局体制 ✓ 共同で行う取組、各集落で行う取組の整理 等
- ② 合意した内容に基づいて**統合後の協定書を作成**し、**市町村の認定**を受ければ広域化のための手続きは終了です。

集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。

ななおりひがし

ひのかげちよう

七折東広域協定（宮崎県日之影町）

- 高齢化や担い手不足により、遊休農地や収穫ができなくなった樹園地などが増加したため、まち全体が一つの農業経営体として農地を守り、後継者を育てることを目的として、平成28年に自治体出資型株式形態としては県内初となる農業法人「（株）ひのかげアグリファーム」を設立。
（延べ作業受託面積：23ha、荒廃農地の復旧面積：2ha（H29））
- 平成29年に**既存の13協定を統合**した「七折東広域集落協定」を締結。旧協定毎の活動を基本に担い手の活動範囲を広げるとともに、農作業を受託する自治体出資型法人を設立し、地域の農業・農地を維持する体制を整備。
- 広域協定となり、担い手の活動範囲が広がったことで協定面積が増加。
（協定面積：93.2ha（H28:13協定計）→95.6ha（H29:広域1協定））
- 更に町では農作業受託者で構成する「日之影町担い手協議会」を設置し、引き受け農地の調整など担い手及び同法人が効率的に作業受託ができる体制を**集落連携・機能維持加算（R2より「集落協定広域化加算に改称」）を活用**して整備。



広域化に向けた話し合い状況

④集落機能強化加算（新設）

第5期対策では、地域営農体制緊急支援試行加算の「人材活用体制整備型」と「集落機能強化型」を統合し、**集落機能強化加算として本格実施**します。



第4期対策

人材活用体制整備型（上限200万円／地区）

- ・新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を行う場合、協定農用地全体に加算

地目にかかわらず	3,000円/10a
----------	------------

集落機能強化型（上限200万円／地区）

- ・主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体(地域運営組織等)を設立するなど、集落機能を強化する取組を行う場合、協定農用地全体に加算

地目にかかわらず	3,000円/10a
----------	------------

第5期対策

集落機能強化加算（上限200万円／地区）

（人材活用体制整備型と集落機能強化型を合わせたもの）

- ・外部人材の確保、移住促進、世代交代の促進 等
- ・地域づくりなどの団体の設立、集落機能（営農に関するもの以外）を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築 等

地目にかかわらず	3,000円/10a
----------	------------



援農ボランティアを通じた
外部人材の確保



道の駅を活用した
生活支援活動

④集落機能強化加算（外部人材活用の例）

外部人材の活用としては、

- ・ 地域おこし協力隊、集落相談員との連携
- ・ 移住者等の新規人材の確保

等が考えられます。



たにのうち おちちょう 谷ノ内集落協定（高知県越知町）

- 高齢化や協定参加者の減少により、取組の継続が危ぶまれたことから、集落の住民と連携し、共同取組活動への人的支援を受けるとともに、地域おこし協力隊（期間終了後は本地域に定住）を含む人材を確保し、休止していた加工施設の再活用に向けた取組を開始。
- 移住者（地域おこし協力隊OB）が古民家を改修しゲストハウスを起業。新たな発想による都市との交流を開始（年間宿泊者数334人）。交付金を活用して地域の景観整備と保全活動を実施。
- 地域おこし協力隊員が中心となり加工施設の管理を引き継ぎ、地域産物の規格外品をピクルスに加工する取組を開始（100セット試作）。今後は、タケノコ寿司等の地域特産商品の復活に向けた取組も支援。



交流会の開催

かみせや みやづし 上世屋集落協定（京都府宮津市）

- 協定参加者である市内の酢醸造会社やNPO法人との連携や都市住民を巻き込んだ棚田保全活動に取り組む。
- 協定参加者である市内の酢醸造会社と連携し、協定農用地で酢の原料となる無農薬米の契約栽培に取り組む。また、同社従業員が共同取組活動へ参加したり、無農薬米の栽培を指導。
- この会社や協定参加者であるNPO法人等が、棚田や笹葺き屋根の家等の恵まれた景観を活かし、都市住民を対象とした田植え・稲刈り体験、エコツアーなどを実施。
- 近年、都市部から子育て世代が移住したことによって若年層が増加し、うち1名が地域農業の中心的な役割を担う。



稲刈り体験の様子

地区人口：24人（H17）⇒26人（H28）
うち40歳未満（1人）（8人）

④集落機能強化加算（地域内の他団体との連携事例）

地域には、地域運営組織や多面的機能支払の活動組織、土地改良区、集落営農法人などの団体があると思います。それらの団体と連携して事務負担を軽減するのも有効です。

逆に、中山間直払の協定を発展させて、地域運営組織になった事例も多くあります。



ななおりひがし

ひのかげちょう

七折東広域協定（宮崎県日之影町）

- 平成12年度から13の集落協定が本制度に取り組み、農業機械の導入、農道や水路の維持補修等を行い、農業生産活動を継続。
- 高齢化の進展と後継者不足等から協定内の担い手だけでは農業生産活動を継続・維持することが困難な集落の発生を危惧。このため、平成26年から関係機関との協議を開始し、平成29年に既存の13協定を統合した「七折東広域集落協定」を締結。
- 旧協定毎の活動を基本に担い手の活動範囲を広げるとともに、農作業を受託する自治体出資型法人を設立し、地域の農業・農地を維持する体制を整備。
- 同法人は、本制度に取り組む集落協定と連携、条件不利地の農地の農作業受託を中心にトマトや薬草などの農作物の生産も行うなど、町内の農業経営のサポート体制を構築。



法人による休耕田の復旧作業

みね

いなわしろ

見称集落協定（福島県猪苗代町）

- 平成20年に農作業受託組織を立ち上げ、平成25年に「農事組合法人結乃村農楽団」として法人化。地域の担い手や法人役員が販売戦略を立て、所得向上に取り組む。
- 法人は協定農用地に利用権を設定し、水稻、野菜、そば等を生産するとともに、高齢者の所得確保と生きがいの場として、アスパラガスを生産。さらには、所得向上と女性が活躍する場として、農家レストランで地元食材を使った郷土料理等を提供。
- 町のブランド米「いなわしろ天のつぶ」を生産し、J AやJ E T R Oの協力を得て、平成27年度から町内の他の農業者とともにドバイ（UAE）等の中東や香港を中心に輸出を開始。
- 平成30年度には公益活動や観光活動を担う組織と統合、株式会社として改組し、福祉や地域づくり等を含めた集落活動全般を担う。



農家レストラン

⑤生産性向上加算（新設）

引き続き、スマート農業の導入を始めとした生産効率の向上、省力化や、これまで体制整備単価の要件（A、B要件）となっていた高付加価値型農業、農産物の加工・販売等の取組を支援するため、**生産性向上加算を新設**します。



新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ	上限額：200万円/年度
対象農地：集落協定農用地	取組期間：1～5年
単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）	目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

第4期対策

スマート農業推進型（上限400万円/地区）

- 省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う場合、協定農用地全体に加算

地目にかかわらず 6,000円/10a

農業生産性の向上（A要件）

機械・農作業の共同化、高付加価値型農業、生産条件の改良、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

新規就農者による営農、農産物の加工・販売、消費・出資の呼び込み

第5期対策

生産性向上加算（上限200万円/地区）

- 農作業の省力化



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

- 機械、農作業の共同化
- 農作物のブランド化（減農薬栽培、機能性評価・分析など）
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託

- 農産物の加工、販売等

地目にかかわらず 3,000円/10a

【工夫のポイント】

- ドローンによる航空防除を実施し、作業労働時間を95%縮減
- 継続して航空防除に取り組める体制を整備

現状と課題

面積：24.7ha(田) 0.3ha(畑) 交付金額：639万円（個人配分60%、共同取組活動40%）
協定参加者：農業者48人 協定開始：平成12年度

高齢化による防除未実施圃場の増加

- 協定参加者の高齢化の進行(H27:58%→H31:68%)
- 急傾斜のため、ヘリによる航空防除ができないので。平場と比べ作業労力が大きい
(防除に係る作業時間
航空防除0.3時間/ha、当地区6時間/ha)



急傾斜な圃場



厳しい冬



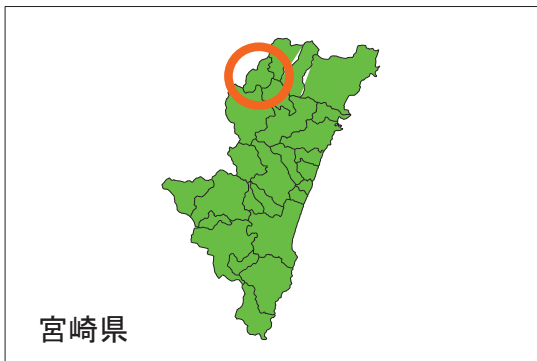
ぶどう収穫



釜入り茶体験

【取組地域の概要】

- 位置 宮崎県五ヶ瀬町(過疎、特農、山村)



宮崎県

- 地域の概要
九州山地に囲まれた地形で、平均標高は620m。冬季は積雪もあり気温の年間較差が極めて大きい。
水田地帯で、稲作を中心とした兼業農家が多い。
- 主要作物
・米、野菜

試行加算の取組内容

ドローンによる航空防除の実証展示

- 担い手不足・高齢化に対応するため、ドローンによる航空防除を実施(25ha、2回)
- 効果検証を関係機関と連携して実施(2回)

継続して航空防除ができる体制整備

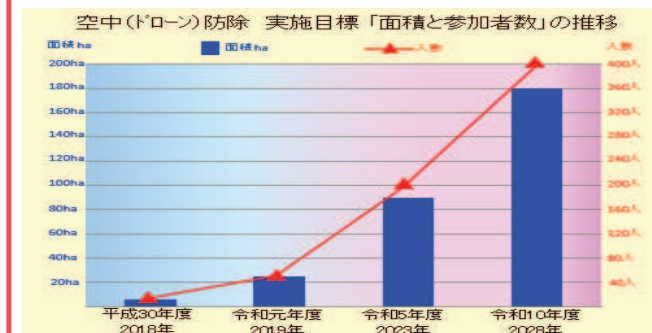
- 町内の集落、JA稲作部会、関係機関と連携し、航空防除推進協議会を立上げ。
年間2回の検討会を実施し、町内での推進を図る



日本棚田100選「日陰棚田」

作業労働力の軽減と米の品質向上

- 平成31年度末時点における目標
 - ・実証展示(25ha、1件)
 - ・効果検証の実施(2回)
 - ・防除に係る作業労力の軽減
(6時間/ha→0.3時間/ha △95%)
- 将来的な目標
 - ・防除推進協議会の立ち上げ
 - ・町内での航空防除実施率50%



(補足) 加算措置の留意点について

① 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

② 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**目標を定量的に定めます。**

そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。

(その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります)

③ 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、**上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額**することとなります。

④ 加算を受ける場合には、基本的には体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能**です（第4期対策と同様）。

⑤ 加算措置による目標の達成の評価が困難になることから、**本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。**



(3) 棚田地域振興法について



令和元年8月に「棚田地域振興法」が施行されましたが、中山間直払にはどのように反映されたのでしょうか。

- ① 棚田地域振興法に基づく「**指定棚田地域**」を**対象地域に追加**します。
- ② 超急傾斜農地保全管理加算を拡充し、棚田地域振興法に基づく「認定棚田地域振興活動計画」の保全対象となっている棚田等を対象とした「**指定棚田地域振興活動加算**」を**新設**しました。



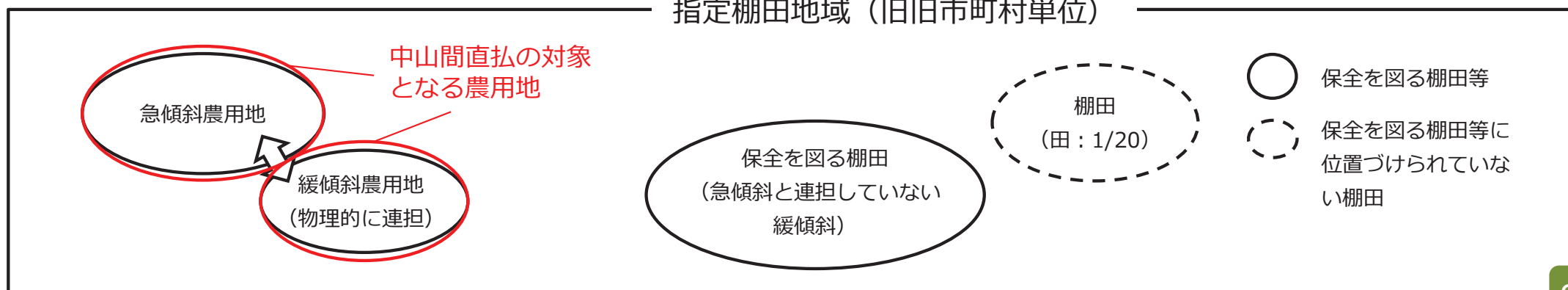
○対象地域

地域振興8法等指定地域 + 特認地域 + **棚田地域振興法**

※ 8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、以下の通り。

- ①**急傾斜農用地** 及び ②**同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地**

<棚田法にのみ該当する場合の対象農用地>



(参考) 棚田地域振興法 (令和元年6月12日 成立, 6月19日 公布, 8月16日 施行)

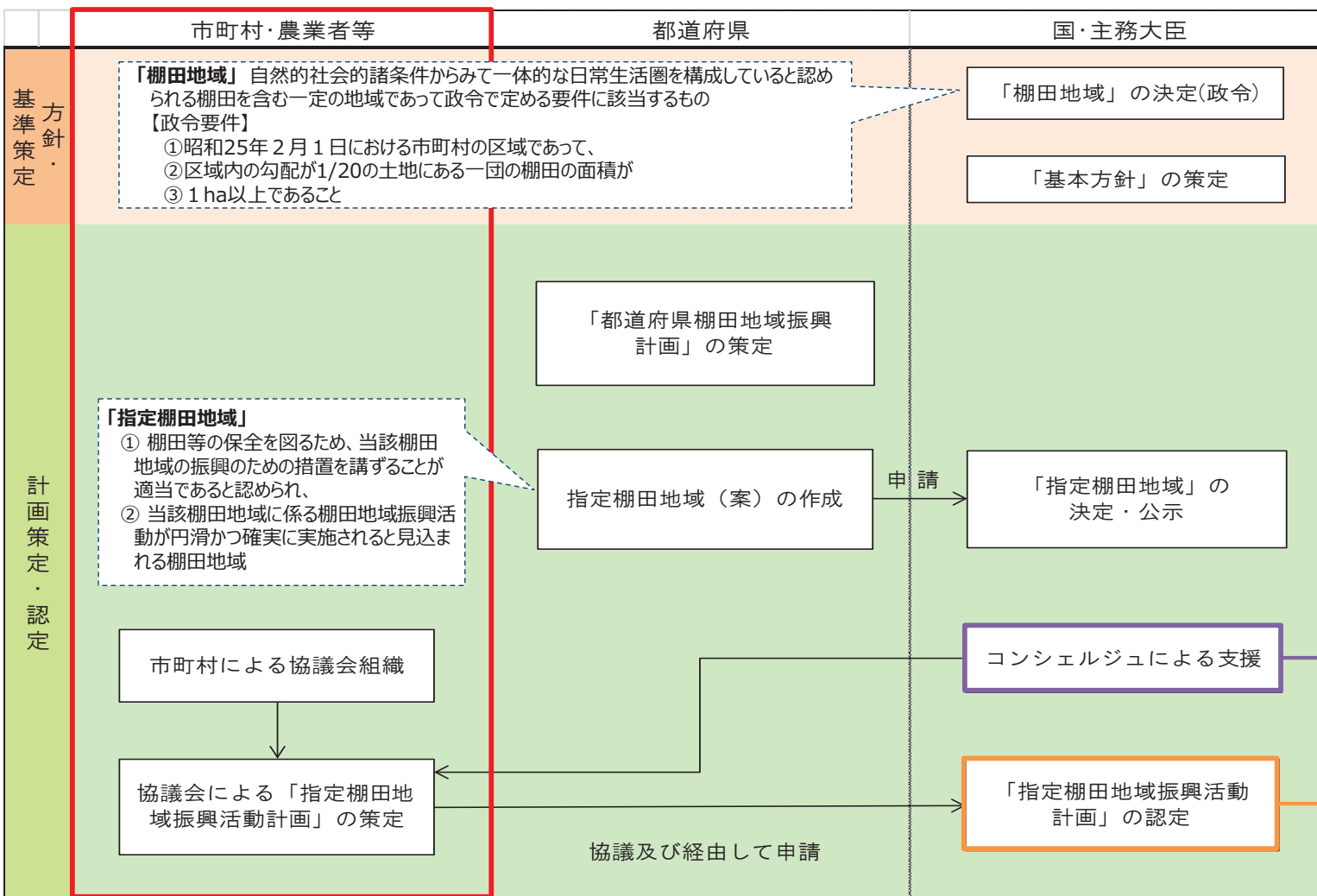
棚田地域振興法の目的・基本理念等

【背景】 棚田地域における人口減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面

【目的】 貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

【基本理念】 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨とする

棚田地域振興法のスキーム図



棚田地域振興コンシェルジュ

➤ 協議会の構成員に対し、棚田地域振興コンシェルジュ(棚田地域振興を担当する国家公務員)が以下について情報提供・助言

- ① 指定棚田地域振興活動計画の作成
- ② 指定棚田地域振興活動計画の実施
- ③ 指定棚田地域で活用可能な事業

財政上の支援

- 棚田地域では、農業のみならず、様々な観点から関係府省庁の事業を活用することが可能
- 棚田地域振興法において、国は財政上の措置を講ずると明記されたことで、棚田地域への支援を一層充実
- 現在、令和2年度予算において、指定棚田地域振興活動計画が認定された地域に対して、各府省庁の事業の優先採択や優遇措置を行うことなどを検討しており、指定棚田地域振興活動計画が認定されれば、各府省庁の事業において様々なメリットを受けることができるようになる

(参考) 令和2年度予算の棚田地域振興法関連事項

- 令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」を踏まえ、農林水産省では令和2年度当初予算において、中山間地域等直接支払の拡充など、以下の優遇措置を実施。

1. 中山間地域等直接支払の拡充

①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を支援対象地域に追加。

②「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の新設

⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

2. 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充

①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

優遇措置		対象事業
補助率 嵩上げ	50→55%	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
	4/10,1/3 →1/2	・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ※稲の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等
要件緩和 (面積要件等)		・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金

4. その他の優遇措置

①農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の拡充

⇒ 優遇措置(上限助成額について各年度100万円を上乗せ)の対象地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の拡充

⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー(指定棚田地域保全整備)を創設。

(4) 交付金返還措置の見直し



5年間のうちに営農ができなくなって耕作放棄すると、「**遡及返還**」として集落全体で過去に遡って交付金を返すと聞いています。それを恐れて参加しない集落や農家が多いのですが・・・

第5期対策から、遡及返還の対象農用地が、「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更になりました。



遡及返還にならない例

遡及返還の**例外規定**は従来どおりです。以下の場合、遡及返還の**対象外**となります。

- ・ **農業者の死亡、高齢**又は**家族の病気**その他これらに類する事由により活動の継続が困難な場合
- ・ **自然災害**の場合
- ・ 農業者等が**農業用施設**を建設する場合
- ・ **公共事業**により資材置き場等として一時的に使用される場合
- ・ 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合 など

※ なお、第4期対策と同様、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件（集落戦略の作成）、加算措置の取組目標といった**協定参加者全体で達成すべきもの**については、**達成できなかった場合**には、**体制整備分（2割分）、加算分それぞれ**について、**協定農用地全体が遡及返還の対象**となります。

事務手続きの簡素化



事務手続きが大変なのを何とかしてもらえないでしょうか。

(農業者の方へ)

交付金を受給するに当たっては、一定の手続きを経てください必要があります。

まずは、**広域化や他団体との連携等をご検討ください**。(→13、15ページ)

また、第5期対策では、A、B、C要件の廃止などに伴い、**制度の簡略化**を図りました。
併せて、**協定書の様式の簡素化**も行いました。

(市町村の方へ)

現地確認の簡素化を実施要領の運用に明記しました。

また、市町村職員の方々の業務軽減のためにも、協定の広域化等による**事務担当者の雇用**や**外部委託**の促進をご検討ください。

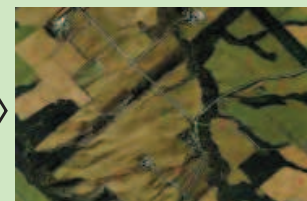


北海道根室地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）

- 約10万haにわたる現地確認に、航空機（セスナ）で撮影した写真を使用。
- 自動車を使用した場合と比較して、時間にして1,059時間を削減、行政コストにして約360万円を削減。



①航空機（セスナ）を利用した撮影



②写真による確認

③航空機による確認ができない箇所のみ車による現地確認（ごく僅かの面積）

写真のみで確認できた場合は、終了

中山間地域等直接支払交付金を活用した荒廃農地の解消



中山間地の集落では、**荒廃農地**が増えて来て、田園風景は損なわれているし、**鳥獣被害**や**病害虫発生**の悪影響を受けて困っています。

それでは、集落内の**荒廃農地**を**中山間地域等直接支払制度の協定農用地**に取り込んでみてはどうでしょうか。



- ・ 集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合ってください、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単価を乗じた額が毎年度（令和6年度まで）交付されます。
- ・ 農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法により行うことも可能です。
- ・ また、農地に復旧することが困難な場合に、次善の策として荒廃農地を林地化する場合も交付対象としています。

①農地に復旧する場合

地目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500

地目	区 分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

②林地化する場合

「畑」の単価（林地化前の地目の単価の方が安い場合にはその単価）

※ 農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続が必要です。

ただし、第5期対策の最終年度（令和6年度）までに荒廃農地の復旧又は林地化が行われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。